

原 第 115 号
令和3年3月31日

原子力規制庁
長官官房 緊急事案対策室長 殿

北陸電力株式会社
執行役員
原子力本部 原子力部長

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読替の連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、別紙のとおり防災業務計画の読み替えを行いますので、ご連絡いたします。

なお、施行日は令和3年4月1日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

現 行	読替後	備 考
<p data-bbox="519 562 926 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="617 1346 825 1388">令和2年8月</p> <p data-bbox="587 1476 854 1518">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="1626 562 2033 737">志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1724 1346 1932 1388">令和2年8月</p> <p data-bbox="1694 1476 1961 1518">北陸電力株式会社</p>	<p data-bbox="2398 1329 2783 1402">法令上の修正手続きでないため見直ししない</p>

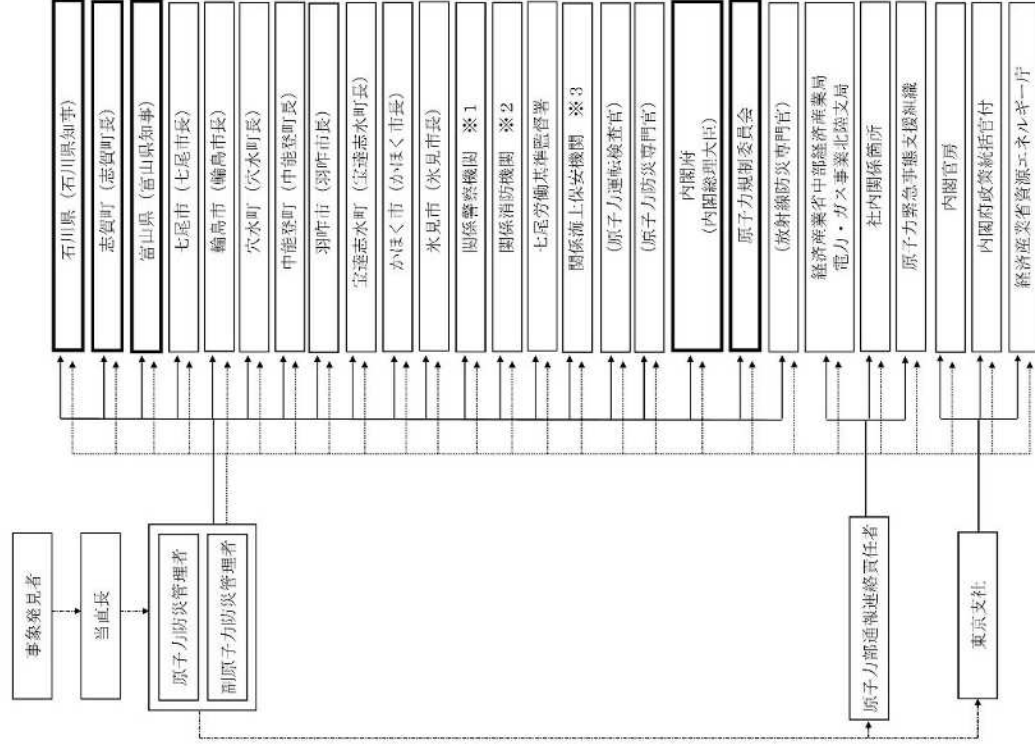
現 行			読替後			備 考
修正履歴			修正履歴			
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容	
—	H12.6.16	施行	—	H12.6.16	施行	
1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に 伴う修正	
2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政 機関再編等に伴う修正	2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政 機関再編等に伴う修正	
3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電 所組織改編等に伴う修正	
4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機 関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編 に伴う修正	4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機 関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編 に伴う修正	
5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	
6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	
7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	
8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の 常時伝送化に伴う修正	
9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	
10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	10	H25.12.1	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正	
11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	11	H26.10.22	緊急時活動レベル（EAL）の明確化等に伴う修正	
12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	12	H28.4.1	原子力防災要員の見直し等に伴う修正	
13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	13	H29.3.31	原子力緊急事態支援組織本格運用開始等に伴う修正	
14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	14	H29.10.30	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	
15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	15	H31.3.31	社内組織改編等に伴う修正	
16	R2.4.1	発送電分離等に伴う修正	16	R2.4.1	発送電分離等に伴う修正	
17	R2.8.21	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正	17	R2.8.21 <u>(R3.4.1)</u>	原子力災害対策特別措置法省令改正等に伴う修正 <u>(社外の通報連絡先の組織名称の変更に伴う読替)</u>	読み替え理由を追記

現 行	読替後	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、<u>氷見市消防本部</u>、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和 2 年 8 月 2 1 日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事務組合消防本部、かほく市消防本部、<u>高岡市消防本部</u>、石川県警察本部、羽咋警察署、七尾警察署、輪島警察署、津幡警察署、富山県警察本部、氷見警察署、第九管区海上保安本部、第九管区海上保安本部金沢海上保安部、第九管区海上保安本部七尾海上保安部、第九管区海上保安本部伏木海上保安部、発電所周辺医療機関その他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 附則</p> <p>本計画は、<u>令和 3 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p>地元防災関係機関等の組織名称変更に伴う変更</p> <p>施行日の変更</p>

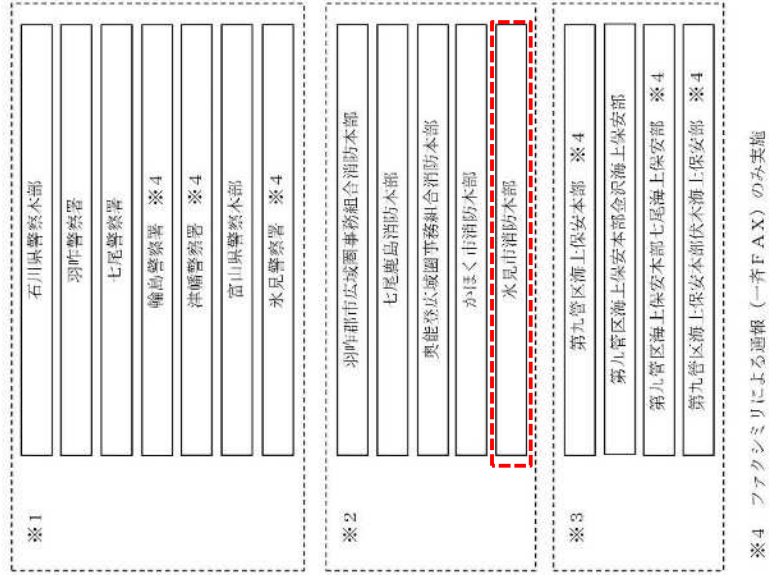
現 行	読替後	備 考
<p data-bbox="587 562 863 604">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="477 695 973 737">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	<p data-bbox="1694 562 1970 604">志賀原子力発電所</p> <p data-bbox="1584 695 2080 737">原子力事業者防災業務計画 別冊</p>	

別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路（1/2）

1. 発電所内での事象発生時の通報経路



現行



※4 ファクシミリによる通報（一斉FAX）のみ実施

☐：原災法第10条第1項に基づく通報先

→：ファクシミリによる通報（一斉FAX）

→：電話によるFAX着信の確認

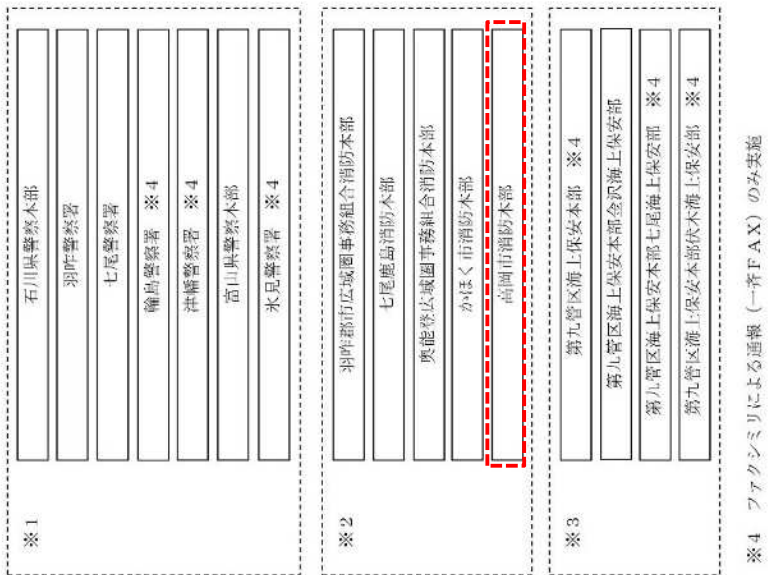
→：電話等による連絡

別図-3 原災法第10条第1項に基づく通報（初回）の連絡経路（1/2）

1. 発電所内での事象発生時の通報経路



読替後



※4 ファクシミリによる通報（一斉FAX）のみ実施

☐：原災法第10条第1項に基づく通報先

→：ファクシミリによる通報（一斉FAX）

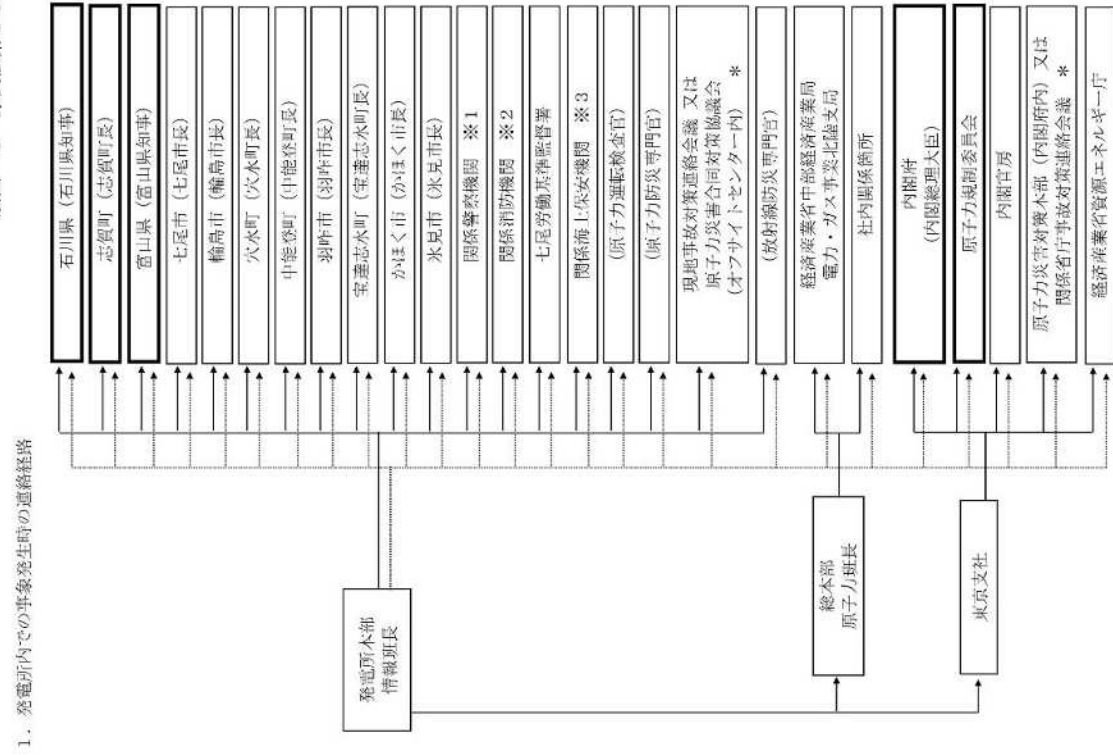
→：電話によるFAX着信の確認

→：電話等による連絡

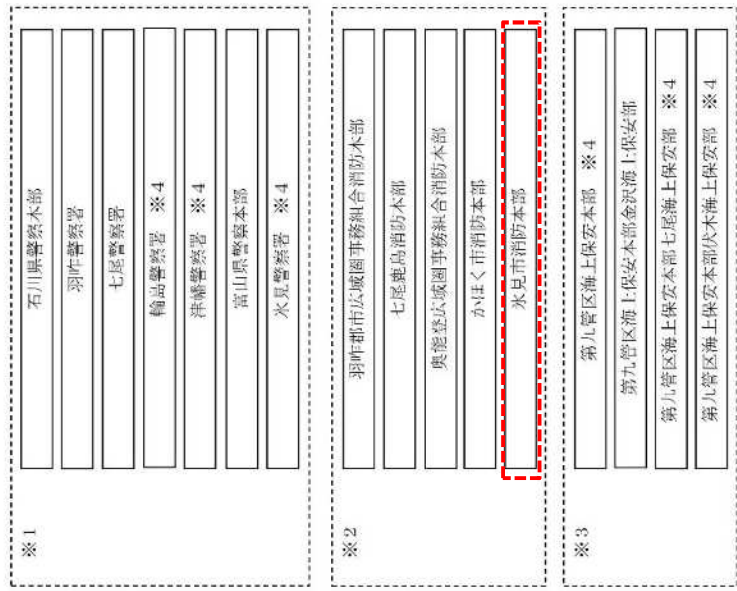
社外の通報連絡先の組織名称変更に伴う変更

備考

別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路(1/2)



現行



※4 ファクシミリによる通報(一斉FAX)のみ実施

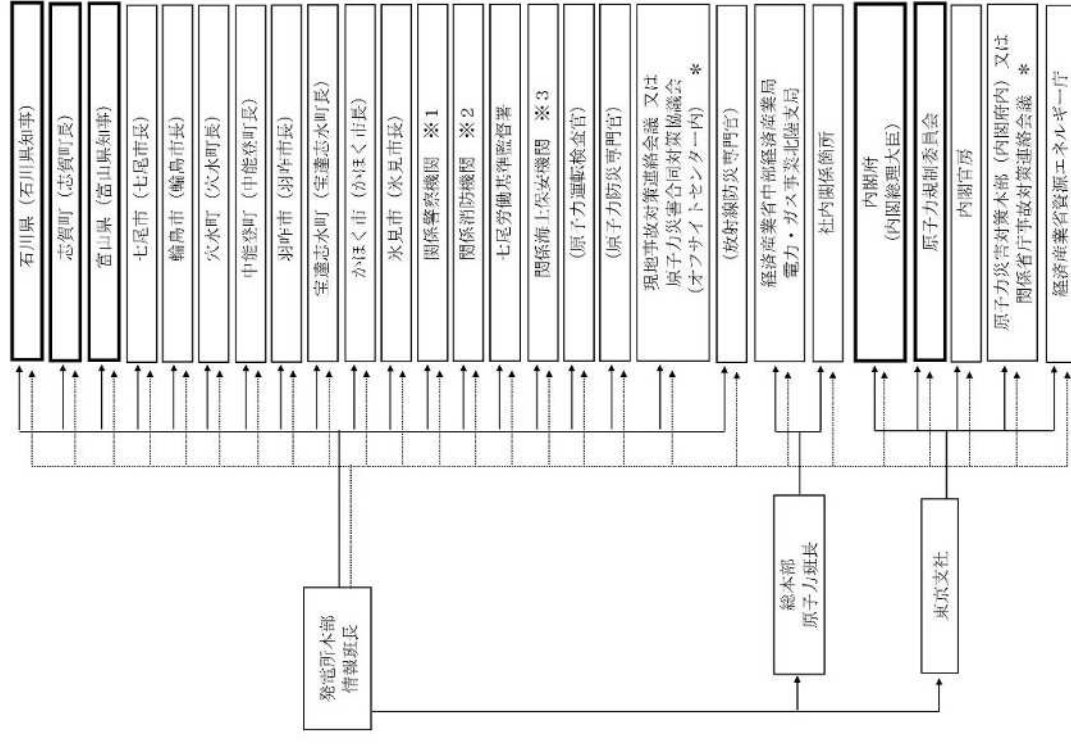
□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先及び
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリによる送信
(一斉FAX)

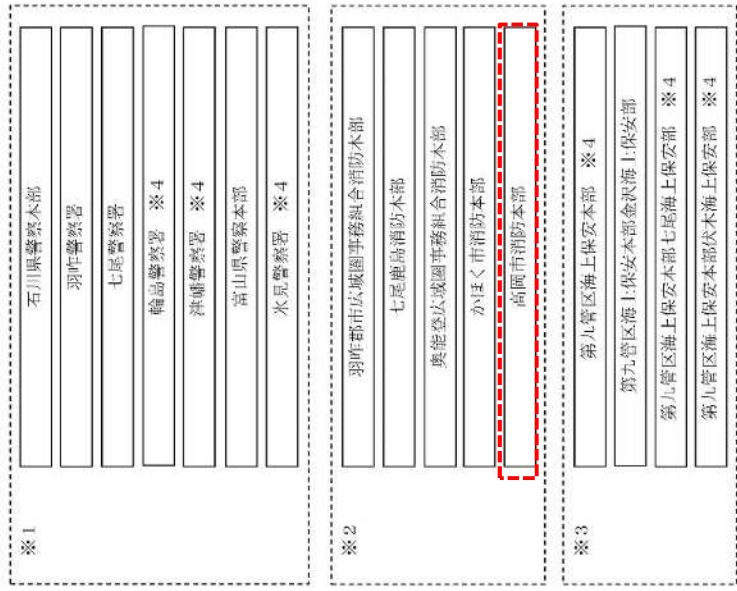
→ : 電話等による連絡

* : 災害対策本部等が設置
されている場合に限る

読替後



別図-4 原災法第10条第1項の通報(初回)後の連絡経路(1/2)



※4 ファクシミリによる通報(一斉FAX)のみ実施

□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先及び
原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリによる送信
(一斉FAX)

→ : 電話等による連絡

* : 災害対策本部等が設置
されている場合に限る

備考

社外の通報連絡先の組織名称変更
に伴う変更